

第1章 地域福祉計画策定にあたって

第1節 地域福祉を取り巻く課題

1 社会的な背景

急速な少子高齢化社会の進行により、家族構成が縮小化し、高齢者世帯が増加しています。また、社会構造の変化に伴い経済的弱者が増加する傾向にあります。

このような状況の中、住民が抱える課題は多様化、複雑化し、家族、親族や福祉サービスだけでは解決が難しくなっています。

<世帯状況の変化>

近年の少子高齢化や核家族化により世帯状況も大きく変化してきています。高齢の親と就労していない独身の子世帯「8050」、高齢者のみ世帯の「老老介護」「認認介護」、介護と育児に同時に直面する世帯「ダブルケア」など社会問題となっています。また、高齢者のひとり暮らし世帯などの増加に伴い、1世帯あたりの平均人数は減少しています。

<社会的孤立>

人口減少や家族、地域とのつながりの希薄化等により、社会参加ができず経済的自立のできない若者や、困りごとをどこにも相談できず社会的孤立となるケースが目立ってきています。ひきこもりの問題や孤立による自殺を防ぐ対策も求められています。

<制度のはざま>

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度にも対象にならず、制度の「はざま」に陥り「生きにくさ」を抱えて暮らす人々が増えています。ゴミ屋敷や育児困難、就労困難、生活困窮により住居を失うなど既存の制度で支援することが難しく複合的に支援が必要なケースが増えています。

<権利擁護のあり方>

高齢者や児童、障がい者の虐待は後を絶たず、統一的な虐待対応の在り方や虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援の在り方が求められています。すべての人が差別されることなく、人権が尊重される必要があります。成年後見制度を利用し、認知症、知的障がい、その他の精神上的障がいがある方の財産の管理や日常生活等における福祉サービス利用の権利を保障し、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することで、地域共生社会の実現を目指していきます。

<再犯防止>

犯罪件数は全国的にも減少傾向にあります。一方で犯罪を繰り返す人の割合は増加していて再犯防止が課題となっています。犯罪を犯した人が円滑に社会復帰できるよう支援するとともに、住民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪のない明るい地域づくりが求められています。

<地域共生社会>

私たちが暮らす地域では、子どもから高齢者、障がいがある方や外国人の方、様々な方が暮らしています。一人ひとりが自分の身近な地域にどんな人が暮らし、どんな生活課題があるか「我がごと」として受け止め、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、一人ひとりが生きがいを持って地域を支え合う取り組みが求められています。

<担い手不足>

地域を支える担い手不足が深刻化しています。高齢になっても働き続けるという傾向から、地域に関心を持つ機会が少なくなっています。幼少期から地域に関心を持つことや、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりが必要になります。

<地域包括ケアシステム>

住民が抱える課題は多様化、複雑化しています。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう支え合いの仕組みづくりが必要になります。また人々が抱える様々な課題に的確に対応するために、制度ごとの相談を総合的に行う体制整備が必要になります。

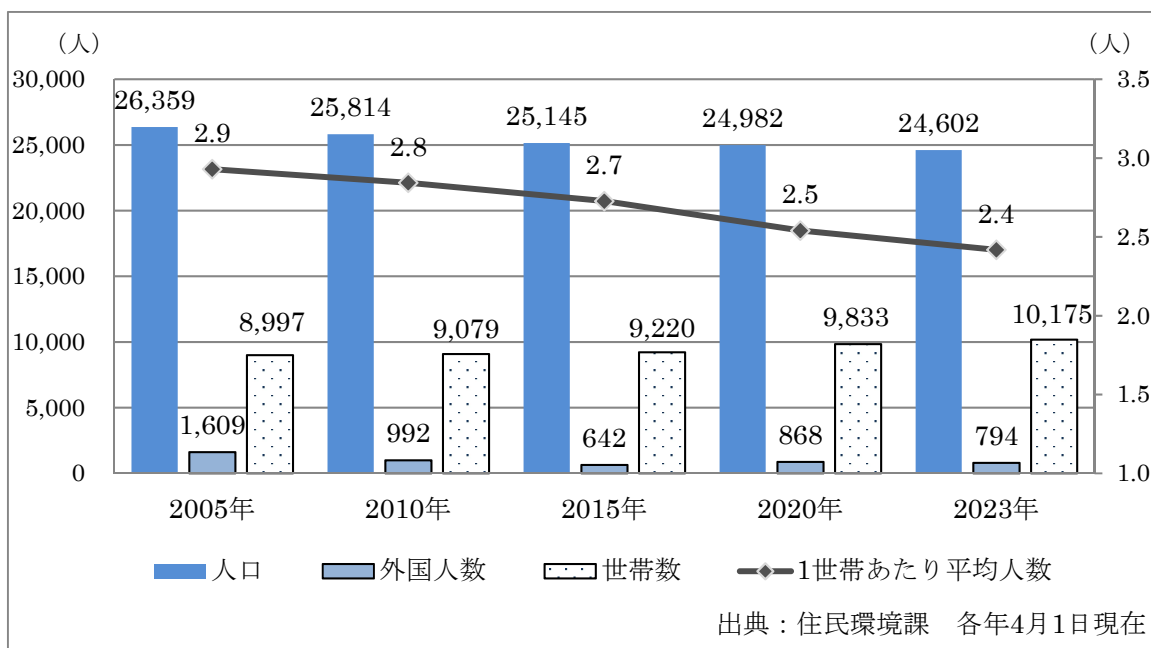
2 箕輪町の現状

＜人口動態と外国人の状況＞

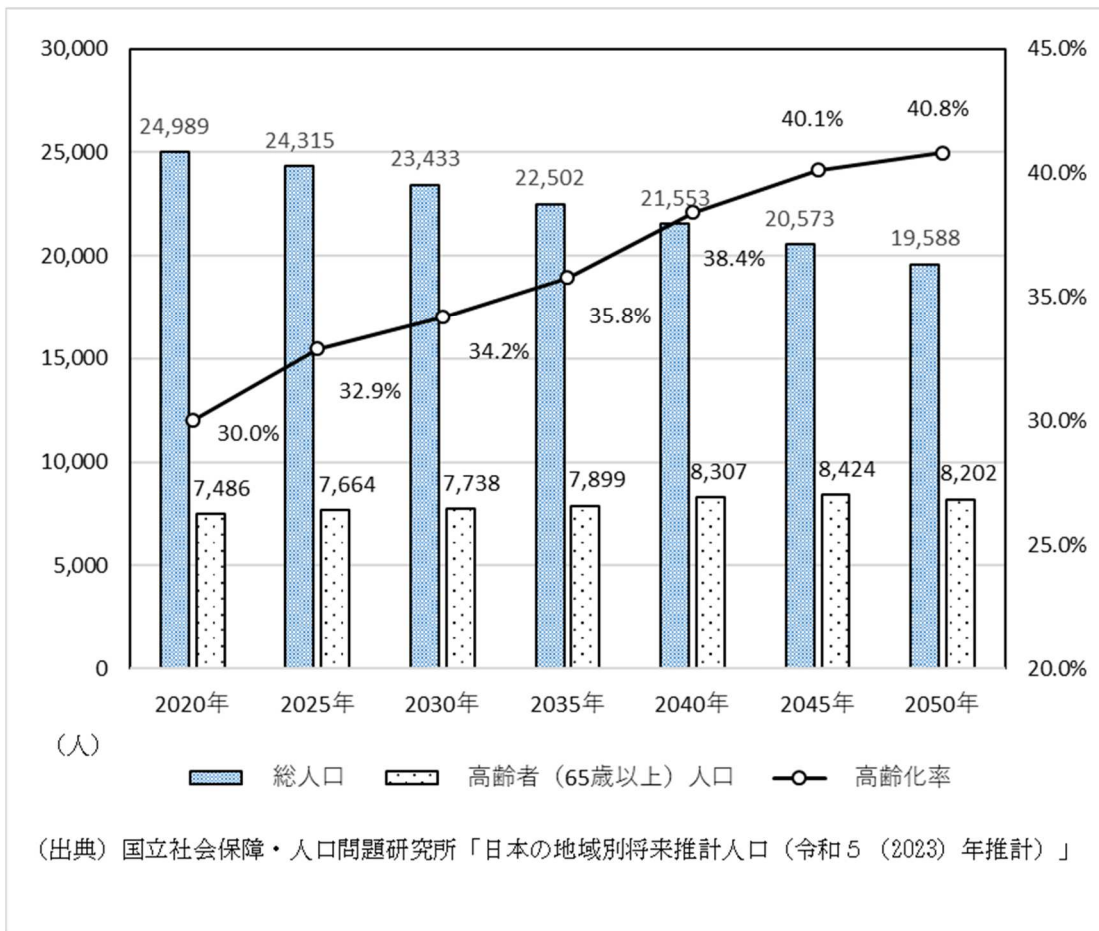
箕輪町は、県内で最も人口の多い町です。人口は、平成 16 年（2004 年）に 26,000 人を超えましたが、平成 17 年（2005 年）を境に減少し始め、令和 2 年からは、25,000 を人下回っています。町内で暮らす外国人の割合は高く、令和 5 年 1 月 1 日時点では、2.9%と県内で 10 番目に多い割合（統計ステーションながののデータをもとに福祉課作成）となっています。

人口が減少していく一方で、高齢者の数は増え続けています。平成 30 年（2018 年）には、後期高齢者が前期高齢者を上回り、町の人口に占める高齢者の割合は、令和 5 年（2023 年）4 月現在で、30.1%となっています。

また、1 世帯あたりの人数は平成 7 年（1995 年）に 3.4 人でしたが、令和 5 年（2023 年）には 2.4 人に減少し、町全体で核家族化が進んでいる状況が見られます。



【図 1 箕輪町人口、外国人数、世帯数、1 世帯当たりの世帯数の推移】



【図2 箕輪町人口と高齢化率の推移】

＜障害者手帳所有者数の推移＞

身体障害者手帳を持つ方は、ほぼ横ばい状態ですが、精神保健福祉手帳を持つ方が年々増えています。

【表1 障害者手帳所有者数の推移】

年度／項目	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	合計
平成30年度	924	233	217	1,374
令和元年度	938	233	244	1,415
令和2年度	953	237	284	1,474
令和3年度	953	243	307	1,503
令和4年度	929	262	333	1,524

出典：箕輪町福祉課資料

＜生活保護世帯及びひとり親家庭の状況＞

生活保護及びひとり親家庭は、平成 20 年(2008 年)のリーマンショック以降、相談、申請件数共に増加の一途でありました。生活保護世帯は、ここ数年は微増で推移していましたが、令和 4 年(2022 年)以降コロナ禍において、生活困窮に関する相談は急激に増え、生活保護となる世帯が増えています。

ひとり親家庭の世帯数は、増加傾向にあった 10 年前に比べ、少子化の影響や対象となる世帯の子の年齢により変動があります。

生活保護世帯に占めるひとり親家庭の割合は増加傾向にあります。

【表 2 生活保護を受けている世帯の推移】

年度／項目	世帯数	被保護人員	保護率
平成 30 年度	72	86	3.4
令和元年度	76	93	3.7
令和 2 年度	85	104	4.2
令和 3 年度	94	114	4.6
令和 4 年度	95	117	4.2

出典：伊那保健福祉事務所統計

【表 3 母子父子家庭数の推移】

年度／項目	母子世帯数	父子世帯数
平成 30 年度	245	39
令和元年度	217	35
令和 2 年度	222	35
令和 3 年度	216	35
令和 4 年度	210	30

出典：母子父子家庭調

【表 4 生活保護世帯に占める母子父子家庭数】

年度／項目	割合
平成 30 年度	1.4
令和元年度	3.9
令和 2 年度	3.5
令和 3 年度	6.4
令和 4 年度	6.3

出典：福祉課資料

＜虐待に関する状況＞

近年の法整備等により、虐待に関する理解、関心は高まっています。虐待が疑われるケースの背景は複雑で、長期にわたり様々な支援が必要となります。

養護者による高齢者虐待の状況

【表5 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由				
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成30年度	11	8	0	2	0	1
令和元年度	11	7	2	2	0	0
令和2年度	2	0	1	1	0	0
令和3年度	21	16	1	2	0	2
令和4年度	16	13	2	7	0	1

出典：権利擁護ネットワーク会議資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

養護者による障がい者虐待の状況

【表6 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由				
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
平成30年度	6	1	0	2	0	3
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	1	0	0	0	1	0
令和4年度	1	0	0	1	0	0

出典：箕輪町福祉課資料

○事由については、重複する場合がありますため件数の合計は一致しません。

児童虐待の状況

【表7 虐待の相談・通報件数】

年度／項目	件数	事 由			
		身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成30年度	29	1	3	24	1
令和元年度	15	0	3	11	1
令和2年度	24	3	1	20	0
令和3年度	25	4	0	20	1
令和4年度	17	7	0	9	1

出典：箕輪町子ども未来課資料

＜権利擁護に関する状況＞

上伊那圏域 8 市町村では、成年後見制度等の普及、相談、後見人等の受任その他権利擁護のための事業を実施する中核機関として、平成 23 年（2011 年）4 月に上伊那成年後見センターを設置し、権利擁護に関する支援体制の充実を図っています。

成年後見制度の利用の促進に関する法律施行により、町でも成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。（地域福祉計画第 5 章～）

＜住民支え合い活動・災害時避難支援＞

2006 年度（平成 18 年度）から「災害時住民支え合いマップ」づくりが進められ、現在は町内の 15 区全てで作成されています。住民相互の支え合い意識を高めることや災害時にも平常時と同じ見守り・支援ができるような地域支援体制づくりが求められています。

また、近年多発している自然災害においては、特に、高齢者や障がい者がその犠牲となっていることを受けて、災害時の避難支援等をさらに実効性のあるものとするため、具体的な計画作成に取り組んでいくこととしています。

【表 8 災害時住民支え合いマップ登録者数】

要支援者数	支援者数	要支援者の内訳				
		独居高齢者	高齢者のみ世帯	要介護者	身体障がい等	その他
622 名	961 名	223 名	60 名	77 名	98 名	217 名

出典：令和 5 年の情報をもとに福祉課作成

＜地域の人のつながりと居場所づくり＞

町では、一人ひとりの尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきました。

地域での「地域ふれあいサロン」は広がりを見せています。

社会福祉協議会へのボランティア登録数は横ばいの状態が続いています。

【表 9 地域ふれあいサロンの数】

年度	登録サロン数	実施回数	参加者数
平成 30 年度	38 団体	304 回	4,415 人
令和元年度	40 団体	333 回	4,722 人
令和 2 年度	40 団体	172 回	1,926 人
令和 3 年度	37 団体	159 回	1,846 人
令和 4 年度	37 団体	187 回	2,244 人

出典：箕輪町社会福祉協議会事業報告

【表 10 ボランティア登録団体数】

年度	センター 利用者数	ボランティア 登録者数	職員対応実績 (件数)
平成 30 年度		51 団体 1,162 人	471 件
令和元年度		48 団体 1,064 人	452 件
令和 2 年度		47 団体 1,016 人	202 件
令和 3 年度		47 団体 1,112 人	147 件
令和 4 年度		47 団体 1,094 人	200 件

出典：箕輪町社会福祉協議会事業報告

【表 11 子育てサークル、子どもの居場所提供の数】

年度	子育てサークル (団体数)	子どもの居場所	
		子ども食堂 (団体数)	学習支援 (団体数)
令和 2 年度	6 団体	1	
令和 3 年度	6 団体	1	3
令和 4 年度	6 団体	5	4

出典：箕輪町子ども未来課資料

【表 12 さまざまな居場所】

年度	障がい者の居場所 (みのわーれ、みのあーる)		オレンジ（認知症）カフェ	
	箇所数	延人数	団体数	延人数
令和2年度	2	6,503人	5	215人
令和3年度	2	7,584人	5	134人
令和4年度	2	8,092人	5	262人

出典：福祉課作成

【表 13 地域で行われているサロンなどの数】

公民館などで行われている教室		いきいき 百歳体操	長寿クラブ
体操などの教室	趣味教室など		
11	129	23	20

出典：令和4年の情報をもとに福祉課作成

第2節 前計画での取り組みと見えてきた課題

1 第4期地域福祉計画（2018年-2020年）

第4期計画では、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を基本方針として3つの基本目標を定め、住民（自助）、地域や関係団体（互助・共助）、行政（公助）の視点から11の施策の柱を展開してきました。

また、第5期地域福祉計画策定の過程で前期計画の振り返りを行うとともに地域福祉に関するアンケートを実施し、地域におけるニーズや課題の掘り起こしを行いました。

（1）基本目標「支え合い・助け合いの地域づくり」

支え合いの体制づくりや地域で集う場所づくり（地域ふれあいサロンやいきいき100歳体操など）のための施策を展開し、地域で支え合う体制づくりに取り組みました。また、ボランティアの育成、相談など町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターを中心に事業を進めてきました。

各区において、住民支え合いマップ作成を通じ、地域での支え合いの必要性について協議を重ねてきました。また、地域の商店や企業などへ認知症見守り協力団体「すまいる」の登録を依頼しています。

アンケート結果などから、支え合い助け合いにおいては、地域で集う居場所やそれらに参加する参加者は増加をしていますが、一方で地域での担い手不足が顕著になってきています。高齢者に限らず、地域で子どもや障がい者、外国人など誰もが集える居場所づくりが求められています。

（2）基本目標「安全で安心して暮らせる地域づくり」

町がセーフコミュニティの認証を受けてから、町全体で安全安心の意識は高まっています。災害時における、地域での支え合いマップの作成は町内15のすべての区で行われています。地域での支え合い活動の必要性を感じている割合は多く、今後もその重要性を広めることや環境整備が必要になります。

犯罪や再犯防止については、普段から地域で自主的な見守り活動が行われ、意識を高めてきました。住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりのため、企業等とも協定を結び地域見守り活動を展開しています。

交通弱者対策として、町内全体で移動販売車の運行が始まっています。買い物に限らず誰もが暮らしやすい移動手段の整備が必要になります。

誰もが安全で安心して暮らすためお互いを尊重する意識啓発も重要になります。

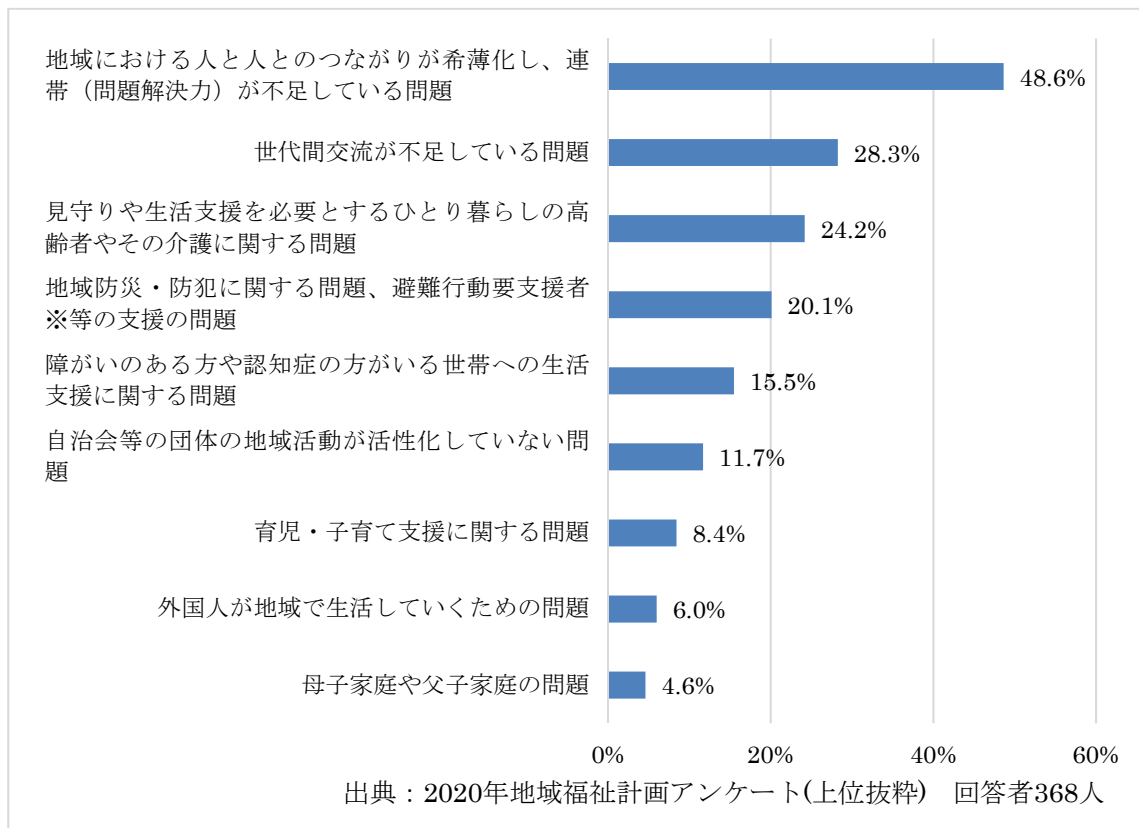
(3) 基本目標「だれもが利用しやすい福祉サービス・相談体制の充実」

多くの方が、役場や社会福祉協議会に相談窓口が設置されていることは認識していますが、気軽に相談する相手は、家族や知人が多く、困ったときに困ったと言える体制づくりが必要です。町では令和2年(2020年)から「困りごと相談票」を用いて相談支援を行っています。多様化・複雑化する相談内容に包括的に取り組んでいます。

相談窓口のさらなる周知や相談体制のネットワーク構築などの課題があります。

2 見えてきた課題や今後必要な対策(前回振り返り・アンケート結果等から)

- ・ 高齢化などによる担い手不足、若い人が地域に関心がない
- ・ 子どもから高齢者、障がい者や外国人等誰でも集える地域の居場所づくり
- ・ 複雑化する困りごとを包括的に支援する体制づくり
- ・ 女性や若者の活躍推進
- ・ 福祉教育の推進
- ・ わかりやすく得やすい情報発信、活動の見える化
- ・ 企業の協力を得る



【図3 地域福祉の中での問題や課題は何だと思えますか(最大3つまで回答)】

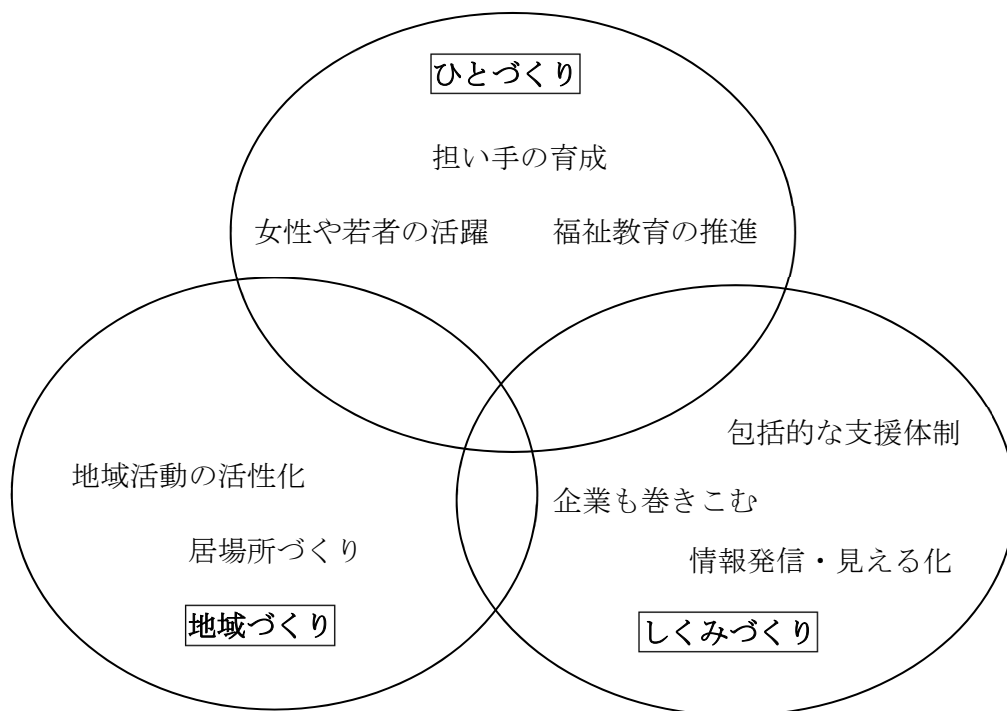
第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本方針

第4期地域福祉計画では、「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を基本方針として、住民一人ひとりが互いに支え合うという意識を持ち、助け合いながら隣近所の結びつきを深め、地域が一体となってまちづくりを行うための計画を策定しました。第5期の計画においても箕輪町第5次振興計画（2016-2025年）の地域福祉分野に掲げる「共に生き、支え合う福祉のまちづくり」を地域福祉の基本方針とし計画を策定します。

第2節 基本目標

地域福祉は「人」と「地域」と「しくみ」が混じりあって成り立っています。本計画では、社会的背景や前回計画の振り返りの中で見えてきた課題から、基本目標として「ひとづくり」「地域づくり」「しくみづくり」を柱とし、7つの施策の方向性を決めました。また、前回の計画と同様に、住民（自助）、地域や関係団体（互助・共助）、行政（公助）の視点から、施策を展開しています。



基本目標 1

<思いやり支え合えるひとづくり>

地域での支え合い活動には、福祉に対する理解と地域福祉を担う人材の育成が必要です。地域の皆がお互いを尊重する福祉意識の普及啓発や地域で活動するボランティアの育成も重要となります。地域での支え合いのきっかけづくりや支え合い活動をするうえでの環境整備に取り組みます。

基本目標 2

<誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり>

住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域での居場所づくりや介護予防・健康づくりを推進します。地区での支え合い活動推進や地域福祉活動拠点の整備に取り組みます。災害時における地域での支援体制構築のための整備を行います。

基本目標 3

<誰もが安心して暮らせるしくみづくり>

子どもから高齢者まで、障がいの有無、性別、国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、福祉のまちづくりを推進します。

福祉ニーズが多様化・複雑化するなかで気軽に相談できる相談窓口の設置や包括的に支援する体制整備を行います。また、それぞれのニーズに基づいたネットワークづくりに取り組みます。

第3節 計画の体系図

基本方針

共に生き、支え合う福祉のまちづくり

基本目標

1
思いやり
支え合える
ひとづくり

施策の方向性と各論

- (1) お互いを尊重し支え合う意識づくり
 - ① 福祉意識の普及と啓発
 - ② 福祉学習・体験機会づくり
- (2) 地域福祉を支える人材の育成・支援
 - ① 地域福祉の推進を担う人材の育成・活動支援
 - ② 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

2
誰もが
自分らしく
暮らせる
お互いさまの
地域づくり

- (1) 住民主体による支え合いの促進
 - ① 地域住民等による地域福祉活動の推進
 - ② 地域福祉活動の集いの場・拠点の整備
- (2) 自分らしく生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進
 - ① 住民主体の介護予防・健康づくりの推進
 - ② 自分らしく出かけられる場所がある地域づくり
- (3) 災害時に備えた地域づくりの推進
 - ① 災害に備えた地域による支え合いの取組み
 - ② 緊急時に対応する支援体制の構築

3
誰もが
安心して
暮らせる
しくみづくり

- (1) 困りごとを抱えた住民に対する包括的な支援体制の推進
 - ① 包括的な相談支援体制の構築・連携体制の強化
 - ② 福祉サービスの利用促進と適切な情報提供の推進
- (2) 安全安心なまちづくり
 - ① 協働による福祉のまちづくり
 - ② 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

第3章 計画の具体的取り組み

1 思いやり支え合えるひとづくり

1-(1) お互いを尊重し支え合う意識づくり

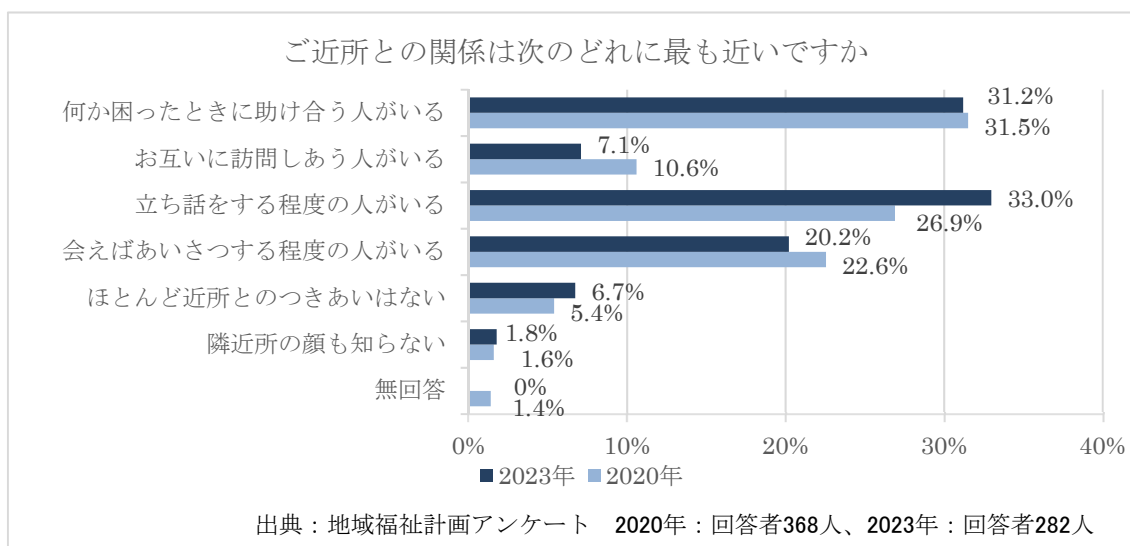
【現状と課題】

誰もが地域で幸せに暮らしていくためには、地域のつながりやふれあいを大切に、お互い尊重し支え合う意識が重要ですが、近年は住民同士のつながりの希薄化や地域との接点が少ないこと等から、近所付き合いの衰退など顔の見える地域生活が減少している傾向にあります。

アンケート調査では、2020年は91.6%、2023は91.5%と、全体の9割の方がご近所で挨拶ができる関係性があり、各地区で取り組んでいる支え合い活動の体制づくりは充実してきていますが、生活の中で実感できるのは一部の方となっています。

これからも普段からの挨拶や声かけなどご近所同士の関係性を保つとともに、年代を超えて地域での支え合い活動を促進する取り組みのほか、福祉教育を一層推進しながら、住民一人ひとりが地域福祉の主役となり、身近なところから地域を住み良くしていくことが大切です。

行政、社会福祉協議会、保育所、学校、家庭及び民間企業・各種団体、地域が連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して高齢者や障がい者、外国人等への理解を深め、年齢や性別、障がいの有無に関わらずお互いを尊重し、理解しながら、地域共生社会に向けて支え合い・助け合いの心を育むことが必要です。



【図4 ご近所との関係性について】

【主要取組施策】

1-(1)-① 福祉意識の普及と啓発

- ▶ 地域での交流の推進
- ▶ 地域福祉に関する情報の広報・啓発の推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 挨拶からの近所づきあい。• 人権や福祉教育に関する学習会や講演会に積極的に参加する。• 支える側にも支えられる側にもなり得るため、誰もが地域の一員である認識を持つ。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 高齢者や障がい者、子どもたちなど多様な人と関わり合う機会を作り交流を図る。• 公民館活動を通じ、地域に愛着が持てる子を育む。• 福祉意識を高めるための情報発信を実施する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域福祉の考え方を理解してもらうための情報提供を行うとともに、介護予防や認知症予防等の知識の普及啓発を行い、地域での助け合い・支え合いを推進する。• 地域における社会教育等の交流イベントを通じて、世代間交流を促進する。• 地域福祉に関連した各種行事やイベント、広報誌・インターネットなど様々な媒体を通じて積極的な普及・啓発を行い住民の地域福祉に対する意識向上を図る。• 地域住民等の地域ケア会議等への参加により、地域課題を認識し、支え合いや地域づくりに関する意識啓発を行う。

【主要取組施策】

1-(1)-② 福祉学習・体験機会づくり

- ▶ 福祉教育の充実
- ▶ 共に生きる力を育む機会の提供

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域での学習の場等に積極的に参加し、福祉に対する関心を高める。• 学校や地域において、当事者との交流を通じて、ちがいや多様性を理解する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区子ども会や育成会を中心とし、地域ぐるみで郷土愛を育める行事を実施する。• 町社会福祉協議会による小中学生への福祉体験学習の推進をする。• 小中学校における教育の一環として福祉教育を推進し、高齢者や障がい者等支援を必要とする人に対する理解を深めるとともに思いやりの心を育む。• 地域で高齢者や障がい者などの福祉に関する講座やイベントを開催し、福祉教育を進める。• 年齢の枠を超えて共に育つ地域をつくるため、子どもと大人が共に学び合い、共に育つ機会を設定する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 子どもから高齢者まで世代間交流を図るため、地域での支援を横断的に行う。• 人権意識を高め、互いを認め合い、偏見や差別のない地域社会をつくるため、講演会や啓発活動を通じて、心のバリアフリー化に取り組む。

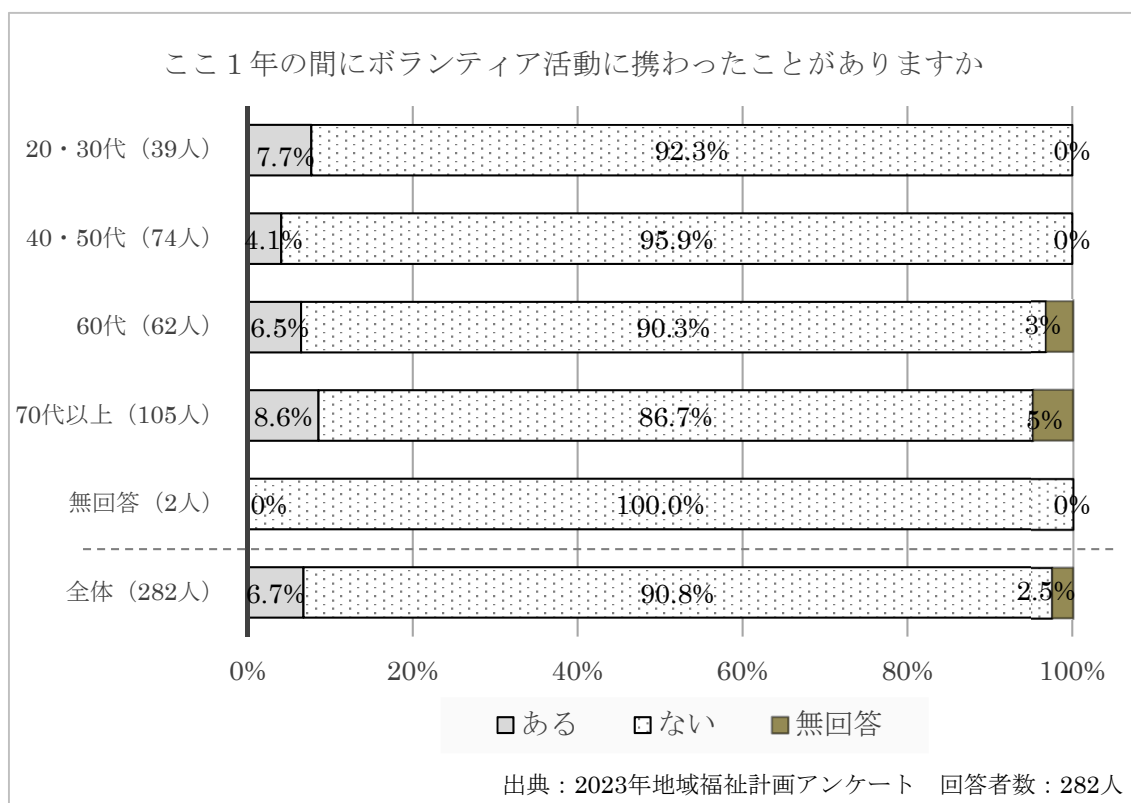
1－(2) 地域福祉を支える人材の育成・支援

【現状と課題】

地域福祉活動は、これまでも常会や民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会等がその中心的な役割を担ってきました。また、ボランティア団体、NPO法人や社会福祉法人など多様な福祉活動を担う団体がありますが、若年層が地域活動へ参加する機会は少なく、地域福祉活動の担い手の不足・固定化等、支える側の高齢化の問題も指摘されています。

アンケート調査では、ボランティアへの参加率は2020年の12.8%から6.7%に減少しており、コロナ禍の影響が考えられます。ボランティア活動の参加の妨げとなっているものとしては、人口の高齢化や就業している高齢者の増加により担い手となる人が不足し、さらに、ボランティア活動をするうえで十分な情報がない、活動になじみがない、時間がないことが担い手の減少になっています。

地域福祉の推進を担う後継者や地域のリーダーを育てていくため、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げながら地域福祉活動に係わる人材を育成することが重要となっています。



【図5 ボランティア活動への参加率について】

【主要取組施策】

- 1-(2)-① 地域福祉の推進を担う人材の育成・活動支援
- ▶ 福祉人材の育成
 - ▶ ボランティアの養成・活動支援の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区、常会等の活動について関心を高める。• 地域の行事や催事等に子どもや家族を誘って可能な範囲で参加するよう努める。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民や地域ニーズを把握するとともに、地域に潜在している人材の発掘に努める。• 町社会福祉協議会が主体となり、生活・介護支援サポーターの養成、ボランティアの育成を行い、地域と協働し継続的な支援に繋げる。• 若い世代のボランティア活動に対する理解を深め、参加につながるような取り組みを推進する。• 地域や学校等が行う福祉講座などの開催を支援し、福祉活動の人材育成に努め、住民一人ひとりが役割を持ちお互いが支え合う住民主体の地域づくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 民生委員・児童委員など地域福祉を担う人材の確保に努め、地域で円滑に活動することができるよう、研修機会や情報交換の場を提供する。• 地域活動を行う団体や社会福祉協議会等との協力のもと、地域活動の担い手やリーダーとなりうる人材の育成に努める。• サロン活動等の地域福祉の基盤となる活動について、さらなる周知・広報を行うとともに、必要な支援を行う。

【主要取組施策】

1-(2)-② 地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築

- ▶ 福祉団体等との連携および体制の基盤づくり
- ▶ 地域におけるトータルケアの推進によるネットワークの構築

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民一人ひとりが自分にできる役割を実践する。• 地域住民等による問題の共有化と意識の向上、地域福祉推進への主体的参加を促進する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域福祉活動を行っている関係機関、団体等とのネットワーク体制を構築し、連携や協働による地域の特性に合わせた福祉活動を推進する。<ul style="list-style-type: none">▶ 地域福祉活動を行う団体等の状況把握▶ 地域課題の発見から解決に向け、あらゆる団体と連携した福祉活動の推進▶ 関係機関や団体の各種相談員と協働による相談支援活動▶ 見守り活動を行う団体の支援▶ 各分野の事業や取り組みなどを活用した横断的な支援の検討• 身近な圏域である「常会」ごとに地域福祉の推進に向けて中心的な役割を担う者＝地域福祉コーディネーター等を見だし、住民に対して地域育福祉活動への参加を促す。• 地域福祉を推進する人材の養成を推進する。• 地域の福祉意識を高めながら、地域のきずなづくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 保健、医療、福祉分野等の関係者や関係機関、団体による地域特性に合わせたネットワーク体制の推進と連携を強化する。• 福祉活動推進員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮、民生委員・児童委員活動に対する支援体制を整備する。

2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

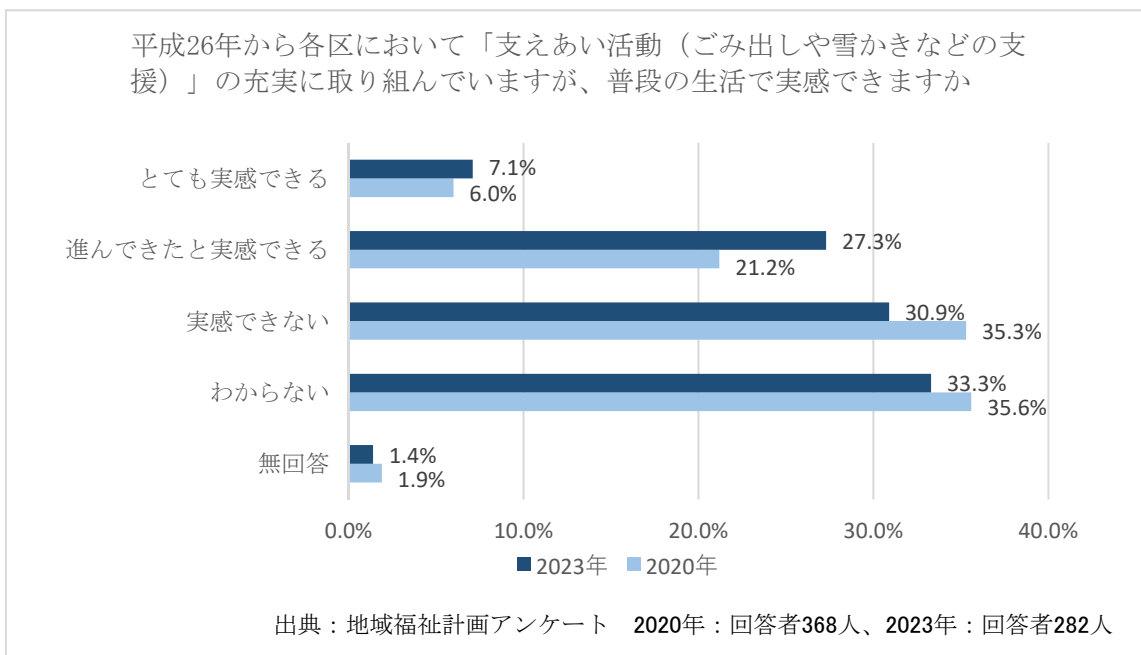
2-（1） 住民主体による支え合いの促進

【現状と課題】

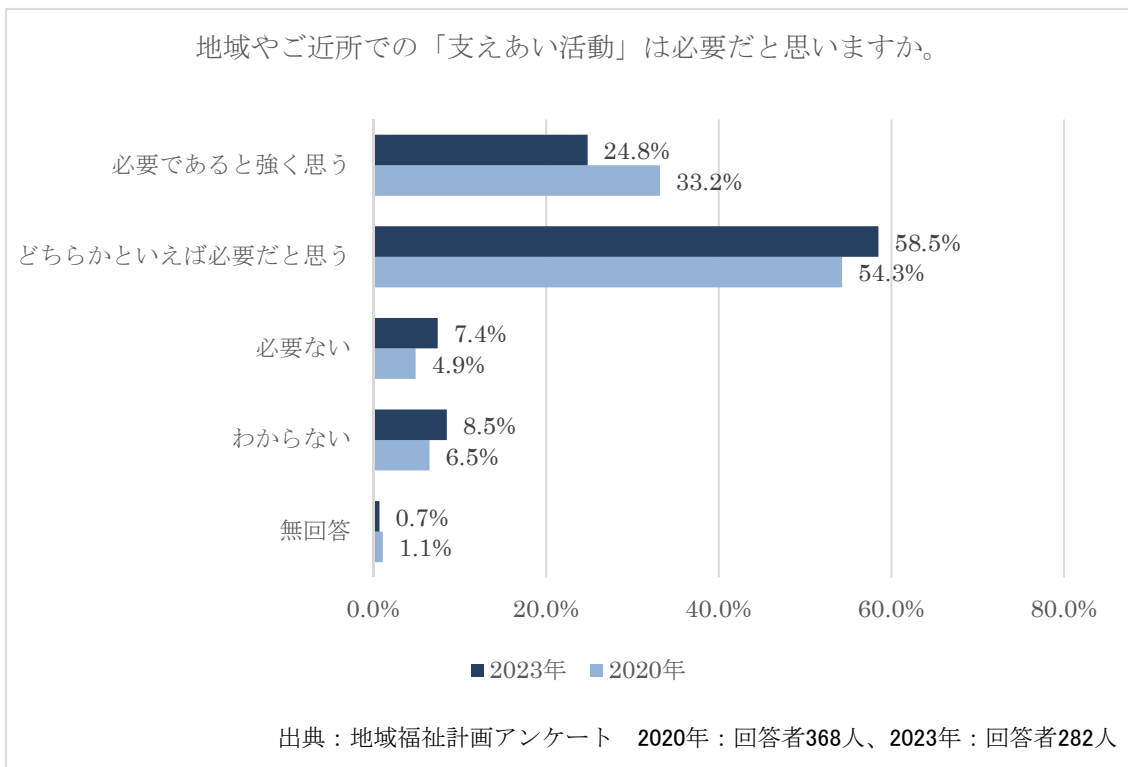
平成26年（2014年）から各区において支え合い活動の充実に取り組んでおり、高齢者を中心に徐々に生活の中での支え合い活動の実感が高まってきています。少子高齢化、ご近所関係の希薄化、地域の担い手不足などの課題に対して、地域住民などが様々な地域課題を「我が事」として受け止め、その課題の解決を試みることができるような地域社会が求められています。地域の高齢者などの生活課題の解決のために、地域の関係者が集まり地域ケア会議を開催し、地域課題や個別課題の解決に取り組んでいます。

アンケート調査では、地域の支え合い活動の充実について実感できる割合が2020年の27.2%から34.4%に増加してきていますが、担い手の確保が課題です。

町の総合福祉センターは、建設から40年以上経過し、老朽化等による不便さから利用者が減少・固定化しています。多くの地域住民が集い多様な活動が行える介護予防拠点施設や公民館などの福祉拠点の整備が望まれます。公民館だけでなく子育て支援センターや「みのわ〜れ」、「みのあ〜る」等も、誰もが気兼ねなく過ごすことのできる居場所になっています。



【図6 普段の生活の中での支え合い活動の実感について】



【図7 支えあい活動の必要性について】

【表14 地域ケア会議などの開催回数】

年度	地域ケア会議	協議体
平成30年度	27	58
令和元年度	17	70
令和2年度	7	94
令和3年度	11	77
令和4年度	8	73

出典：箕輪町社会福祉協議会

【主要取組施策】

2-(1)-① 地域住民等による地域福祉活動の推進

- ▶ 我が事としてできることから支え合える地域づくりの推進
- ▶ 地域の支え合いにつながる地域ケア会議の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地区の支え合い活動に関心を持つ。• 地区の支え合い活動（ゴミ出し・雪かきなど）に積極的に関わる。• 「困った」ことを相談できるご近所関係をつくる。• 困ったこと、気になる人がいたら相談窓口相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域ケア会議を開催し、地域課題に対する改善策を検討する。• 地域での支え合い活動の充実と活動の周知をする。• 地域で社会的孤立を出さないために、地域のつながりを強化する。• 困った時に相談する窓口を周知する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域ケア会議を開催し、地域課題に対する改善策を検討する。• 幅広い年代への福祉教育から地域活動の担い手づくりをする。• 困った時に相談する窓口を周知する。

【主要取組施策】

2-(1)-② 地域福祉活動の集いの場・拠点の整備

- ▶ だれでも、いつでも集える場の充実
- ▶ 福祉拠点の整備
- ▶ 住民同士が支え合える場づくり

【実施主体ごとの役割】

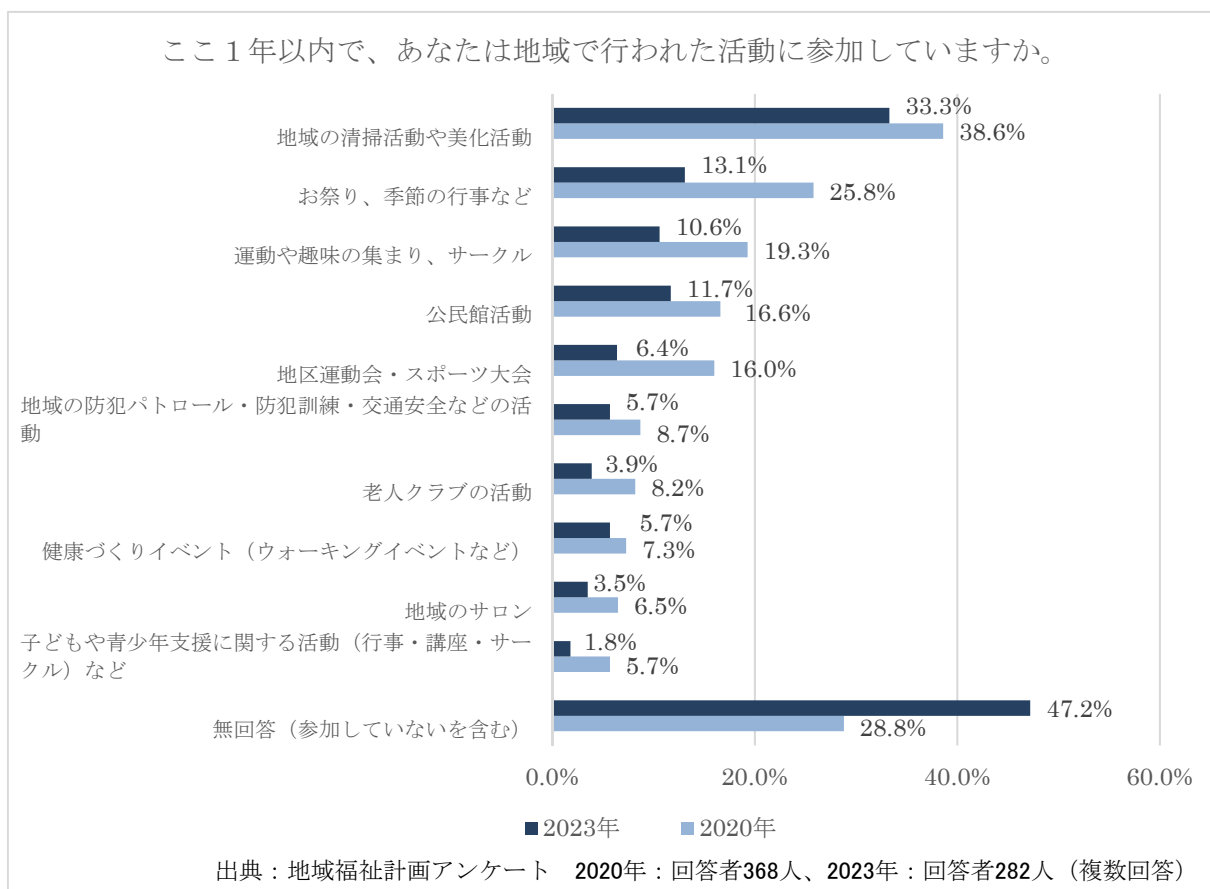
主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 他の方も利用しやすいように公民館等を使用する。• 集いの場・拠点の利用しにくい点を相談窓口で相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 世代間交流が行える場を拡充する。• 子どもや高齢者、障がい者など誰もが利用しやすい公民館の環境づくりを進める。• 地域住民が集える場の提供や、地域で求められる活動ができるように支援する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 当事者同士の支え合いの場や、世代や障がいなどに関わらず参加できる場の充実を推進する。• 福祉拠点を整備する。

2-(2) 自分らしく生きがいをもって暮らせる 地域づくりの推進

【現状と課題】

町内の住民主体のサロンなどの開催団体は年々増加傾向にあります(P地域-7-参照)。地域には健康診断など保健事業へ参加されない方や、個人の持つ個性によって自らの力で社会参加することが困難であり、社会的孤立を感じている方もいます。社会活動に参加することや、地域社会とつながることは生きがい・健康につながります。そのため、高齢者や認知症者、障がい者、子ども等も含めた誰もが参加しやすい地域交流の場が必要になっています。また、これまでの支援体制から制度・分野を超えた「丸ごと」の包括的な支援体制に転換し、住民が主体的な支え合いを生み出す地域共生社会の構築と地域交流の場づくりが進められています。2023年のアンケート調査による地域活動への参加状況はコロナ禍の影響もあり、減少傾向です。

誰もが居場所と役割を持ち、つながりを持って支え合う地域づくりに向けた取り組みを地域福祉、疾病・介護予防、健康づくり、人材育成など関連施策などを効果的に活用する等して総合的に推進することが求められています。



【図8 地域で行われた活動への参加率について】

【主要取組施策】

2-(2)-① 住民主体の介護予防・健康づくりの推進

- ▶ フレイル予防、認知症予防、健康診断の受診の勧め
- ▶ 地域における住民主体のサロンなどの普及・充実
- ▶ 介護予防・健康に対する意識の向上

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 定期的な健康診断を受けることで自身の健康について関心を持つ。• 介護予防のサロンなどの通いの場に参加し、仲間づくりをする。• 地域での学習の場や行事等に積極的に参加し、福祉に対しての意識を高める。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民主体のサロンなどの開催を支援する。• 公民館・地区社会福祉協議会の行事やサロンなど、地域で高齢者や認知症患者、障がい者、子ども等も含めた「ごちゃまぜ」の多世代交流の場づくりを推進する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民が通える場の普及に取り組み、住民の健康促進や生きがいつくりを支援する。• 健康診断が受けやすい体制を整える。• 世代を問わず活動できる仲間づくりを支援する。

【主要取組施策】

- 2-(2)-② 自分らしく出かけられる場所がある地域づくり
- ▶ 子どもから高齢者まで地域で集う場の充実
 - ▶ 地域共生社会の実現に向けた体制整備

【実施主体ごとの役割】

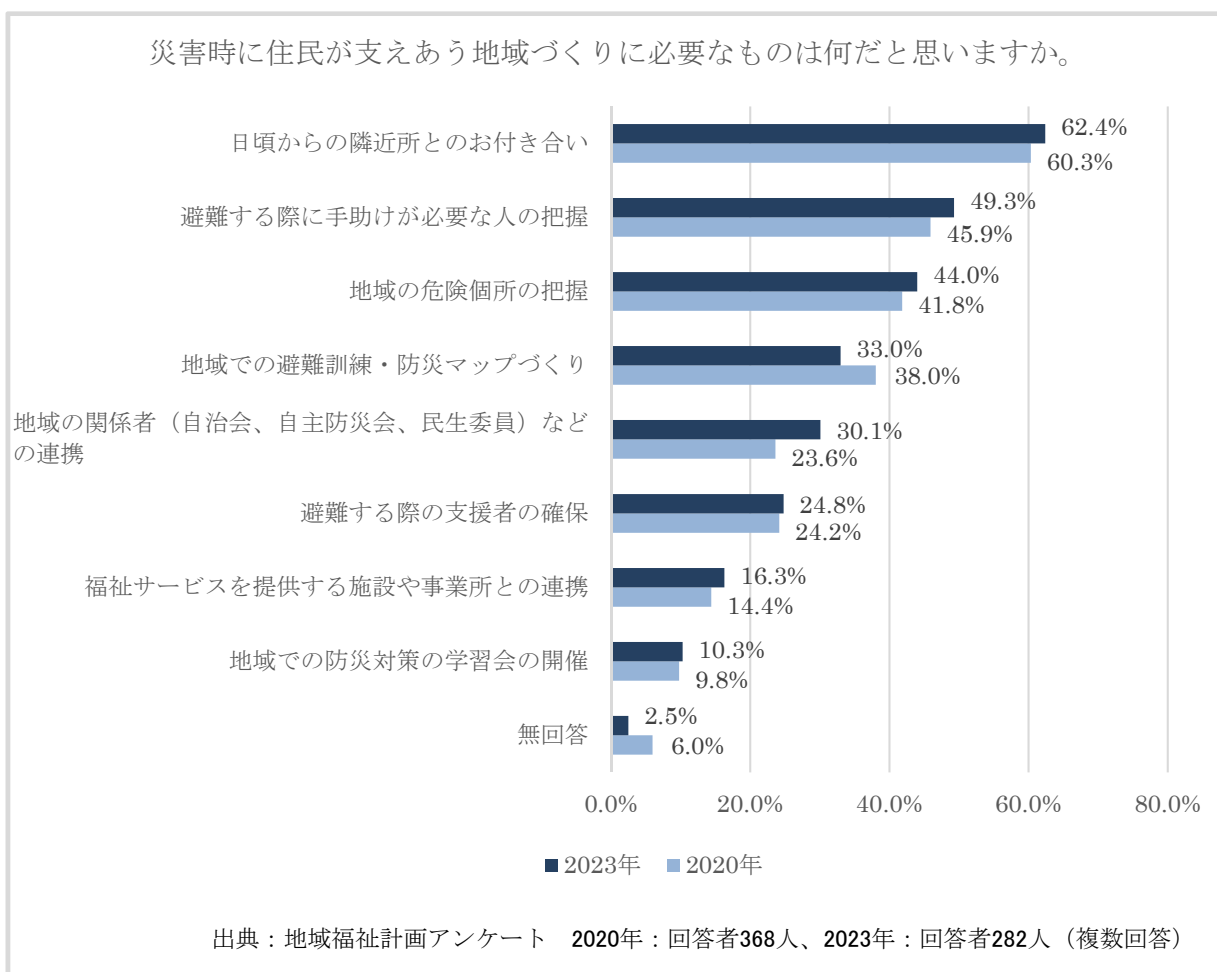
主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域での学習の場や行事等に積極的に参加し、地域づくりに対する意識を高める。• サロンや子育てサークル、ボランティア団体、運動や趣味の教室など自分の好む活動に積極的に参加する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 公民館、地区社会福祉協議会の行事やサロンなど、地域で高齢者や障がい者、子ども等も含めた誰もが参加しやすい地域交流の場づくりを拡充する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 住民が通える場の普及に取り組み、住民の健康促進や生きがいづくりを支援する。• 認知症や障がいへの理解を啓発する。• サロンなどの地域の交流の場のわかりやすい情報提供をする。• 地区で行われている集いの場への支援をする。

2-(3) 災害時に備えた地域づくりの推進

【現状と課題】

災害時の支えあいに関する2023年のアンケート調査では、考え方に大きな変化は見られませんでした。災害による被害を最小限にするためには、各自がその危険性を認識し備えること、迅速な避難行動をとることが重要です。災害に対応できる地域づくりのためには、災害時の避難支援体制が載っている「災害時住民支え合いマップ」や、配慮を要する方の「避難行動要支援者名簿」の充実を図りながら、平常時から地域での支え合いを強め、その情報を災害時にも適用していく取り組みが必要になります。

また、大規模な災害が発生した場合にはボランティア団体などの協力を得て、効果的な災害ボランティアセンター設置・運営等の災害応急活動ができる体制を構築する必要があり、平常時から福祉団体・ボランティア団体・行政が関係づくりを進めることが大切です。



【図9 災害時に支え合う地域づくりに必要なものについて】

【主要取組施策】

2-(3)-① 災害に備えた地域による支え合いの取り組み

- ▶ 防災訓練への参加の推進、防災教育の推進（地域としての防災）
- ▶ 防災・減災につながる支え合いの推進
- ▶ 避難行動要支援者への支援強化

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 災害時に自分に支援が必要になるか、何が支援できるかを想像し、平常時より災害に備えた意識を持つ。• 防災訓練や災害時を意識した支え合い活動に参加する。• マイ・タイムライン（自分の防災行動を時系列的に整理まとめたもの）作成や、環境整備するなど災害に備える。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 防災訓練など災害に備えた活動を推進する。• 支え合いマップを作成・更新し、学習会を継続的に実施しながら、平常時から住民同士の支え合いを広める。• 要支援者またはその家族と避難個別計画を作成する。• 身近な地域福祉活動を通して、日頃から支え合いの土壌を作る。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 防災訓練や出前講座を通じて、災害をきっかけにした地域づくりを啓発する。• 避難行動要支援者名簿の作成を進め、要支援者またはその家族と避難個別計画の作成を支援する。

【主要取組施策】

2-(3)-② 緊急時に対応する支援体制の構築

- ▶ 避難行動要支援者把握や防災マップ作成の推進
- ▶ 障がい者や外国人などにも対応できる避難所運営の体制構築
- ▶ 福祉避難所の登録推進と連携強化

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者名簿や防災マップ作成に協力する。• 災害ボランティアに参加する。• 避難所運営に協力する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者の把握をする。• 平常時から避難所運営の計画をする。• 災害時に避難所の運営をする。• 防災マップの作成・啓発・利用促進を進める。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 避難行動要支援者等に係る避難支援を推進する（避難行動要支援者名簿作成、地域の避難支援者など関係者との情報共有）。• 障がい者や外国人などに対し、多様な手段による情報提供体制を構築し、誰もが取り残されない避難所運営する。• 福祉避難所登録を推進、連携強化する。• 平時から福祉団体・民間事業者等と防災のネットワークを構築する。• 災害ボランティアセンターを速やかに開設する。• 災害ボランティアの育成をする。

2-（4）再犯防止の推進（箕輪町再犯防止推進計画）

【計画策定の趣旨】

再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下、「推進法」という。）及び国の計画に基づく地方公共団体の役割を踏まえ、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解しつつ、再び罪を犯すことなく地域社会の一員として暮らせる地域づくりを目指すとともに、町民が犯罪による被害にあうことのない安全で安心な社会を実現するため「箕輪町再犯防止推進計画」を策定するものです。

【対象者】

推進法第 2 条第 1 項で定める者で、犯罪をした者又は非行少年、非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）

【現状と課題】

長野県における刑法犯の認知件数は平成 13 年に 34,764 件とピークを迎えましたが、以後は減少傾向にあり、令和 3 年は 5,959 件とピーク時の 6 分の 1 程度になっています。

一方、再犯者率は上昇し続けており、令和 3 年の全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は 50.0%、長野県 50.3%、伊那管内 40.8%となっています。また、伊那管内の刑法犯検挙人員に占める 65 歳以上の割合は 31.6%、無職の割合は 43.4%です。

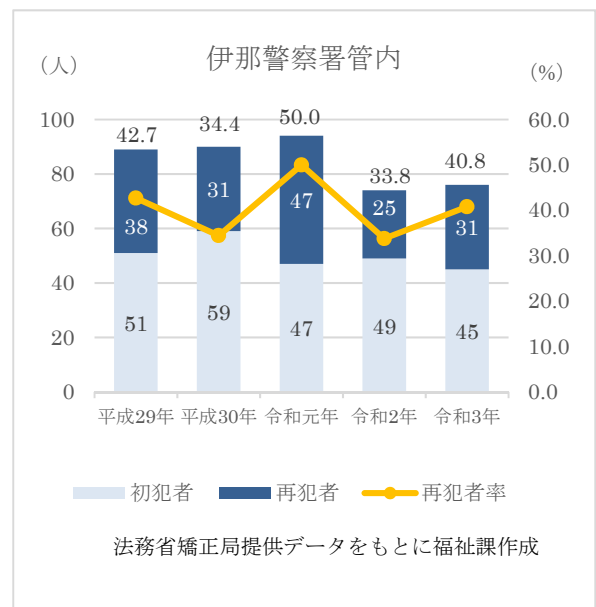
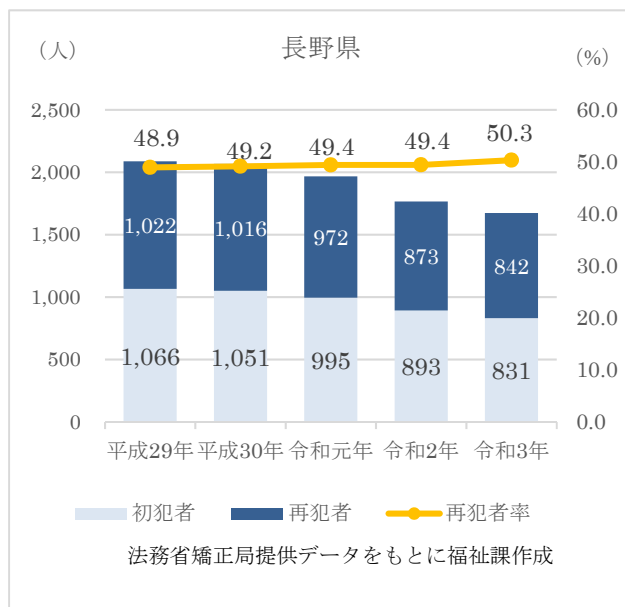
国の再犯防止推進計画では、犯罪をした者等は、貧困や疾病、障がい、厳しい成育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱えていることが指摘されています。

再犯を予防するためには、犯罪をした者等の「生きづらさ」を理解し、刑事・司法関係機関による取り組みだけでなく、町民の理解を促し、関係団体が協力して、切れ目のない、継続的な支援を実施していく必要があります。

【表 15 伊那警察署管内再犯者状況】

年	刑法犯数			年齢区分						犯行時の職業	
		内再犯	再犯者率	20-29	30-39	40-49	50-59	60-64	65-	職業無し	無職割合
平成 29 年	89	38	42.7%	13	12	18	18	3	25	51	57.3%
平成 30 年	90	31	34.4%	14	19	17	11	3	27	37	41.1%
令和元年	94	47	50.0%	12	20	14	13	5	30	47	50.0%
令和 2 年	74	25	33.8%	8	14	17	9	4	22	38	51.4%
令和 3 年	76	31	40.8%	13	12	15	11	1	24	33	43.4%

法務省矯正局提供データをもとに福祉課作成



【図 10 初犯・再犯者別推移】

【主要取組施策】

2- (4) - ①

- ▶ 住宅確保、就労及び就労定着のための支援
- ▶ 保健・医療・福祉等サービス提供の支援
- ▶ 社会的な孤立を防ぐための支援
- ▶ 国、県、民間団体等との連携強化のための取組及び分野横断的な課題への取り組み

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> • 依存症や薬物乱用等についての正しい知識を持つ。 • 「社会を明るくする運動」の作文や行事等に参加するよう努める。 • 保護司、更生保護女性会、更生保護協力事業主会等の更生保護ボランティアの活動について関心を持つ。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> • 自助グループ等の活動を継続する。 • まいさば、ハローワーク等が連携を図り就労支援を行う。 • 地域や学校が行う、薬物乱用防止教室などの開催を支援する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪をした者等のうち、就労や住居の確保が困難な者に対しては、各種制度を活用した支援を行う。 • 犯罪をした者等のうち、生活困窮者や障がい者等の福祉的支援が必要な者について、必要な保健・医療・福祉サービスの支援を行う。 • 依存症や薬物乱用防止等の正しい知識の周知のための啓発活動を行う。 • スクールカウンセラーや関係機関が協力し、様々な悩みを抱える児童生徒、保護者に対して支援を行う。 • 育児やDV、発達障がい等に関する様々な相談を受け付け、犯罪をした者等の状況に応じた支援を実施する。 • 保護司、更生保護女性会、更生保護協力事業主会等の更生保護ボランティアの活動について支援を行う。 • 「社会を明るくする運動」を保護観察所及び保護司会を始めとする民間協力者と連携して、より広く町民に周知する。 • 犯罪をした者等について、刑事司法関係機関、更生保護関係団体、福祉関係機関等との連携により、社会全体で立ち直りを支援することで、安定した生活を実現し、再犯の防止を推進する。

3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

3-（1） 困りごとを抱えた住民に対する包括的な支援体制の推進

【現状と課題】

公的福祉サービスの相談体制は、これまで高齢者、障がい者、生活困窮者、子ども、外国人などの分野ごとに、それぞれの窓口を中心に支援体制を進めてきました。しかし、世帯全体の高齢化や複合的な課題を抱える世帯などの増加により、分野ごとの対応だけでは難しくなっており、包括的に受け止められる相談支援体制が求められてきています。

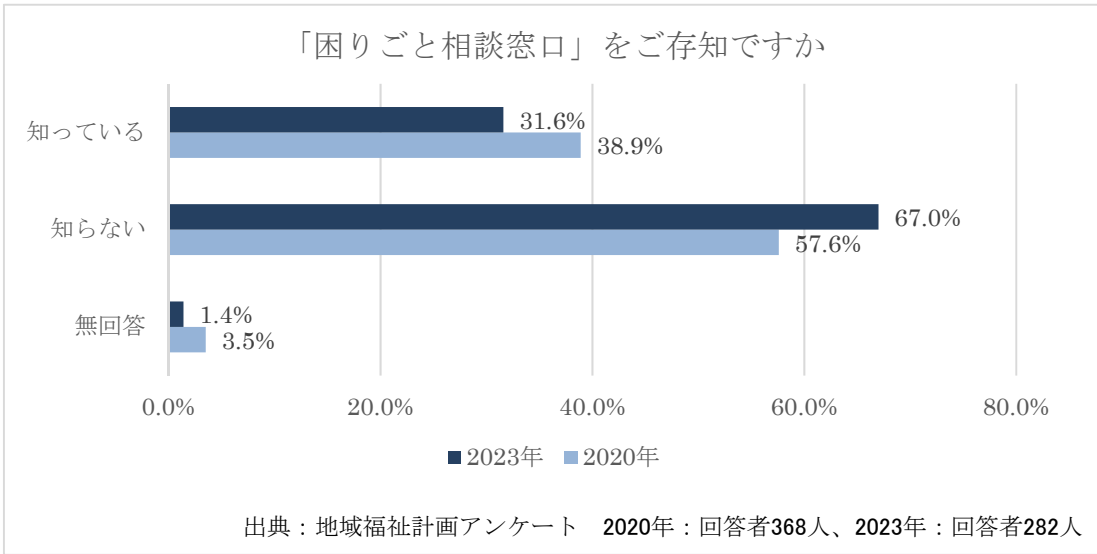
複合的な課題を抱えている方は、分野ごとの相談体制では複数の窓口利用が必要となり、また現在の福祉制度では対象となる制度や法律がない場合にはどこにも相談できない状況が生じる恐れがあります。

町では、「困りごと相談票」を活用し、令和2年（2020年）4月から「困りごと相談窓口」を町福祉課・箕輪町社会福祉協議会に設置、「丸ごと」相談できる相談体制を推進しています。

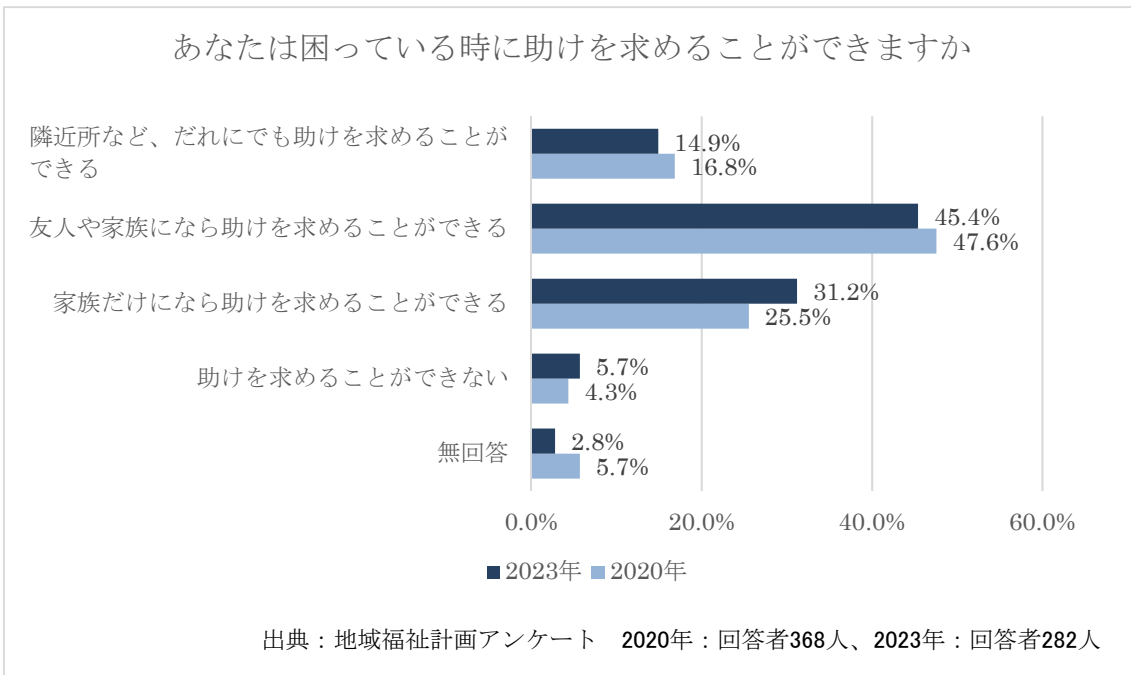
アンケート調査では、「困りごと相談窓口」を知っている割合が2020年は38.9%、2023年は31.6%であり、認知度が低いことが課題です。一方で、誰かに助けを求めることができるという回答した人の割合は2023年は91.5%となっています。

身近な地域での相談から、町・社協での相談、各相談支援機関と連携した相談まで、内容に応じた「重層的な相談支援体制の構築」を推進していくことが必要です。

包括的な相談支援体制を形成していくためには、各分野の専門性を生かしつつ、共通理解と顔の見える関係性を構築したうえで、それぞれの持ち分を広げて、分野横断的な多機関連携を図っていくことが重要です。



【図 11 困りごと相談窓口の認知度】



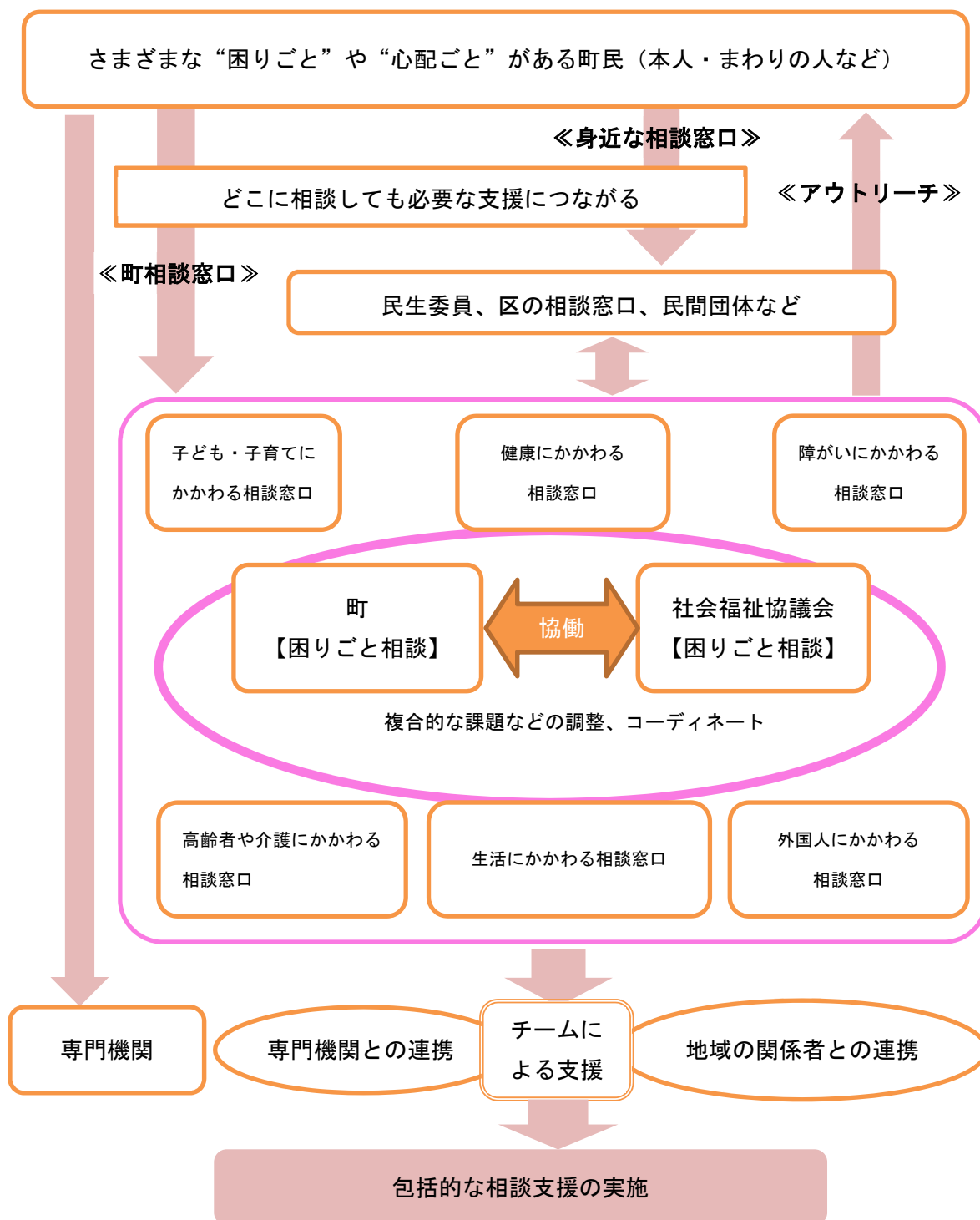
【図 12 困っている時に助けを求められるか】

【主要取組施策】

- 3-(1)-① 包括的な相談支援体制の構築・連携体制の強化
- ▶ 総合相談・包括的支援体制の構築
 - ▶ 複合的な課題を抱えた個人・世帯への支援強化
 - ▶ 分野横断的な支援・一体的なサービス提供の推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 日頃から相談できる人を作る。• 町、地区社会福祉協議会、民生・児童委員など身近な相談窓口気軽に相談する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 周囲の困りごとに気が付いた場合は、自分のできる範囲で声掛けする。• 困りごとや心配ごとを抱えている人に気づいたら、相談窓口につなぐ。• 身近に相談できる仕組み・体制をつくるとともに、地域内の相談窓口の仕組みについて周知する。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 相談機関、窓口などの周知を図るとともに、相談しやすい窓口の雰囲気づくりを進める。• 地域で支援を必要とする状況にありながら、支援に結びつきにくい人のもとにアウトリーチ（地域に出向いて支援）する。• 自立をめざす生活弱者や社会的弱者の相談窓口として、福祉関係機関と連携しながら、必要な支援や課題解決に向けての情報提供を行う。複合的な課題を有する個人、世帯に対応するため、分野横断的な支援・一体的なサービス提供の推進をする。



専門機関：医療機関、成年後見センター、上伊那障がい者相談支援センター、まいさぼ、児童相談所、福祉事務所など

【図 13 包括的な相談体制のイメージ】

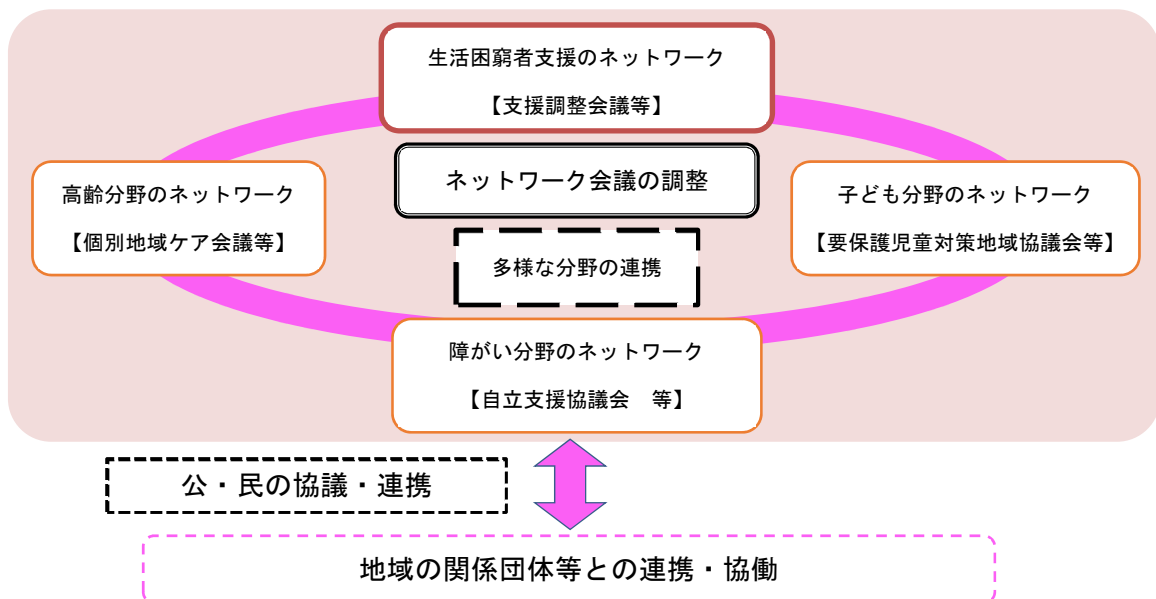
【主要取組施策】

3-(1)-② 福祉サービスの利用促進と適切な情報提供の推進

- ▶ 適切なサービス情報の提供
- ▶ 福祉苦情解決体制の充実

【実施主体ごとの役割】

主体	役割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービスに対する情報提供を求める。 • 福祉サービスに対する意見要望を伝える。 • 隣近所とのコミュニケーションや、地域のサロン等の居場所に積極的に参加し、自ら情報を収集する。 • 福祉サービスを主体的に選択する。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> • 各区相談窓口など身近な地域の情報を発信する。 • 地域の人々が積極的に参加できるような行事や催しを発信する。 • 民生委員・地区社会福祉協議会・人権擁護委員等が連携を図る。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none"> • 各制度や福祉サービスについて、分かりやすく情報を提供する。 • 情報を入手することが困難な住民への情報提供について検討する。 • 福祉苦情解決体制の充実を図る。



【図 14 包括的な支援に向けた協働をすすめるためのネットワーク会議等の連携のイメージ】

3-(2) 安全安心なまちづくり

【現状と課題】

〈福祉のまちづくり〉

子どもや高齢者、障がい・認知症等の疾患にかかわらず、社会参加の障壁をとり除き、積極的な社会参加ができるような環境整備を進めていくことや、町民が核となり民間企業・団体等多様な主体と連携した福祉のまちづくりを進めていくことが必要です。町は引き続き、すべての町民がともに生きる豊かな福祉社会の実現に向けた取り組みを推進する必要があります。

〈権利擁護・虐待防止〉

複合的な課題を抱える方の中には、「衣食住が確保されない」、「就労したくても働けない」、「学習したくても環境が整わない」、「本来受けられる医療や福祉サービスが受けられない」、「虐待・差別等で人としての尊厳が守られない」等権利や機会を多く奪われている人がいます。

地域住民が、生活の基盤や尊厳を守るとともに、その人らしく生きる権利を守り、生活の質の向上と、精神的な豊かさを求めることが必要です。

〈地域交通・買い物弱者支援等の地域生活課題〉

高齢者の困りごとの中では、通院、買い物が上位を占めています。まちなかタクシーが令和5年10月からスタートし、どの程度高齢者の移動の希望を充足するのか、改善も含め一定の期間を経ての施策の検証が必要です。

また、移動販売車の導入により、買い物困難者への支援はされましたが、運転免許返納等による交通弱者への対応が引き続き課題となります。まちなかタクシーでカバーできない範囲が出てくれば、地域主体の移手段についての検討も必要になってくることから、検証を進めていきます。

〈安全で安心して暮らせる地域づくり〉

令和元年（2019年）住民満足度調査において、箕輪町第5次振興計画の26施策中、「安全安心の推進」が「安心して医療が受けられる体制づくり」に次いで取組みの重要度で2位となっています。安全安心なまちづくりのために、災害対策、犯罪対策、交通安全対策等を推進しています。

〈感染症と新しい生活様式に合わせたまちづくり〉

新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛や集まりの自粛など地域活動の機会が少なくなりましたが、行動制限がなくなり地域活動が戻ってきました。

活動を再開していけるよう、住民、地域、企業等それぞれが感染予防対策を図りつつ、新たな生活様式に合わせた取組みが求められています。

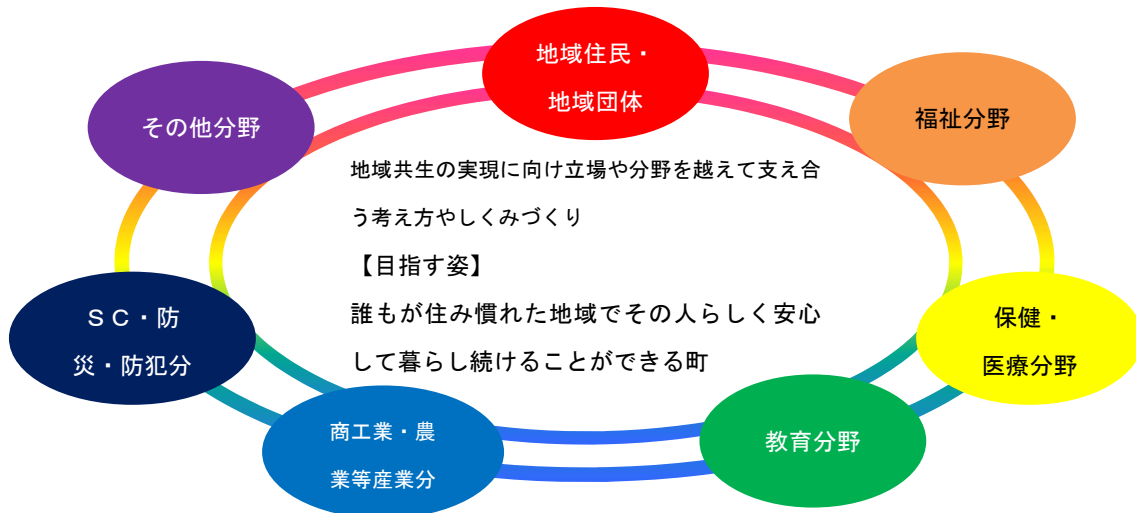
【主要取組施策】

3-(2)-① 協働による福祉のまちづくり

- ▶ 福祉のまちづくりの推進
- ▶ 協働のまちづくりの推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none">• 年齢や性別、障がいの有無に関わらず、お互いの人格を尊重し理解する。• 福祉のまちづくりに関心を持ち、人が集う場を活用して意見を出し合う。• 支援や介助の必要な人を見かけたら、声をかける。
地域や 関係団体 (互助・共助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域の活動において、年齢や性別、障がいの有無にとらわれず、誰もが参加できる活動を継続的に企画、運営する。• 子どもから高齢者までの幅広い年代において、福祉教育を推進し、思いやりのある心を育む学びの場づくりを進める。
行政 (公助)	<ul style="list-style-type: none">• 地域共生の啓発を推進する。• 様々な年代において、偏見や差別などの心のバリアを取り除く福祉教育の機会を提供する。• 子ども、高齢者、障がい者、認知症の方など誰もが安心して暮らしていくことができるよう、まちのユニバーサルデザインの考え方を推進する。• 情報のバリアフリー化を推進する。• 行政・地域・民間企業等、多様な主体との協働における支え合いのもと、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする地域社会づくりを推進する。



【図 15 全世代を対象とした地域共生の実現に向けて立場や分野を越えた支え合いの仕組みづくり～イメージ図～】

【主要取組施策】

3-(2)-② 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

- ▶ 権利擁護・虐待防止の推進
- ▶ 地域交通・買い物弱者支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実
- ▶ 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進
- ▶ 新しい生活様式に対応したまちづくりの推進

【実施主体ごとの役割】

主体	役 割
住民 (自助)	<ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護・虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人権について理解を深め、お互いを認めあい尊重する。 ・消費者被害や虐待など、人権を侵害されている恐れを感じたり、気が付いた時には、周囲の人や民生・児童委員・相談窓口にご相談する。 ▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・困りごとを身近な相談窓口へ相談する。 ・地域の居場所へ積極的に参加する。 ・可能な範囲でボランティアに参加する。 ・地域の社会資源を活用する。 ▶安全で安心して暮らせる地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・日頃から地域の人と挨拶をするように心がける。

	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から交通安全や防犯への意識を持ち、地域の一員として安全安心なまちづくりの活動に取り組む。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 個々が感染症予防対策をとり、体調管理に気をつけながら生活を送る。 • 誰もが感染する可能性があることを自覚し、感染者等に関する情報や見聞きしたことに対し、冷静で思いやりのある行動をとる。
<p style="text-align: center;">地域や 関係団体 (互助・共助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護・虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> • 地域で制度に関する学習会を開催する。 • 消費者被害や虐待など、人権侵害を発見した時は、抱え込まずに関係者に相談する。 ▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> • 身近なサロン等や地区の協議体で困りごとを把握する。 • 地域の生活課題を洗い出し、方向性や取組みを検討する。 • 身近な地域の社会資源が見える化する。 ▶安全で安心して暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> • 通学、通勤時の挨拶を通じ、大人から声をかけ、地域内のコミュニケーションを図る。 • 社会的に孤立している人や、悩んでいる人に気が付いた時には声掛けを行い、相談につなげる。 • 地域で交通安全や防犯についての普及啓発を行う。 • 自主防災活動の強化を図る。 • 地域内の子どもの見守り隊活動の充実・推進など継続して活動できる体制を整える。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 感染予防対策をとり、様々な方法で地域活動を継続する。
<p style="text-align: center;">行政 (公助)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶権利擁護・虐待防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> • 研修や学習会を開催する。 • 成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の啓発、市民後見人等の育成や活動支援を行う。 ▶地域交通・買い物支援等の地域生活課題解決に向けた取組みの充実 <ul style="list-style-type: none"> • 地域に適した交通システムを構築していく。 • サービスが自己選択できるよう社会資源が見える化する。

	<ul style="list-style-type: none"> • 新たなサービス・地域での支え合いの取り組みについて、住民や多様な主体とともに推進する。 ▶安全で安心して暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> • 防災アプリ・SNS など多様な手段を活用し、防犯などの情報提供を行う。 • 区、学校、保育園、PTA、保護者会などとの情報交換を通じて地域の危険個所の解消を図る。 • 社会的孤立等による自殺予防のため、包括的な支援体制の充実を図る。 • セーフコミュニティの推進のため、住民主体の活動の推進と、継続して取組みを進める。 ▶新しい生活様式に対応したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> • 住民や地域に対し、感染予防対策や新たな生活様式に合わせた支援を行う • 地域経済の低迷などによる失業や生活困窮などの課題を有する個人、世帯に対し、包括的な相談支援体制により課題解決を図る。⇒ 3 - (1) - ①参照
--	---

第4章 計画の進行管理

1 計画の進行管理

本計画においては、P D C Aサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

P l a n	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
D o	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
C h e c k	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのかを評価します。
A c t i o n	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。

2 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取り組みや推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

3 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画の中間年度である令和5年（2023年）には、基本目標に対する達成度を検証し、進捗状況の把握や後半に向けた修正を行いました。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するためにアンケート調査を実施しました。

4 成果目標

この計画は、町振興計画の地域福祉分野における施策と、地域福祉計画の3つの基本目標の実現に向けて成果目標を設定します。中間値については、これらの目標に対してどの程度進んでいるのか基本目標別の成果指数、及びそれに係る目標値を設定します。

なお、本成果指標は参考指標であり、社会情勢の変化や他の関連調査など、様々な状況を踏まえ、総合的に判断していくものであり、必要に応じ見直しを図っていきます。

5 成果（数値）目標

町振興計画における地域福祉に関する施策の満足度

	指標の内容	初期値 (2020年)	中間 目標値	中間値 (2023年)	目標値 (2026年)
1	共に生き、支え合う福祉のまちづくり※1	34.8%	36%	44.6%	46%

※1 2022年度 住民満足度調査より

基本目標1 思いやり支え合えるひとづくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	1年の間にボランティア活動に携わった人の割合※2	12.8%	13%	6.7%	14%

※2 2023年地域福祉計画アンケートより

基本目標2 誰もが自分らしく暮らせるお互いさまの地域づくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	「支え合い活動(ゴミ出しや雪かきなどの支援)」の充実を普段の生活で実感できる割合※3	27.2%	30%	34.4%	36%
2	1年以内で、地域で行われた活動に参加した割合※4	79.2%	80%	53.2%	82%

※3 2023年地域福祉計画アンケートより、「とても実感できる」、「進んできた実感できる」と答えた割合

※4 2023年地域福祉計画アンケートより、地域で行われた活動いずれかを選択した割合

基本目標3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

	指標の内容	初期値	中間 目標値	中間値	目標値
1	困り事相談窓口を知っている割合※5	39%	45%	31.6%	50%
2	助けを求めることができる割合※6	89.9%	93%	91.5%	96%
3	箕輪町での暮らしが総じて安全安心と思う人の割合※7	77.6%	増加	数値なし	増加

※5 2023年地域福祉計画アンケートより

※6 2023年地域福祉計画アンケートより、「隣近所など、誰にでも助けを求めることができる」「友人や家族になら助けを求めることができる」「家族だけになら助けを求めることができる」と答えた割合

※7 2019年度 箕輪町SCアンケートより